



# 最近の証券取引等監視委員会の取組み

## ～開示検査事例集の内容を中心に～

証券取引等監視委員会  
委員 橋本 尚

2025（令和7）年11月





## (目次)



<b>I. 令和6年度 開示検査事例集の公表</b>	<b>・・・ P 2</b>
<b>II. 最近の開示検査の取組み</b>	<b>・・・ P 5</b>
<b>III. 最近の課徴金納付命令勧告事例</b>	<b>・・・ P 18</b>
<b>IV. 証券取引等監視委員会について</b>	<b>・・・ P 31</b>
<b>V. 開示の適正確保のためのメッセージ</b>	<b>・・・ P 38</b>





# I. 令和6年度 開示検査事例集の公表

※今回の事例集より、対象期間を事務年度（7月～翌年6月）から年度（4月～翌年3月）に変更しています。

## 令和6年度 開示検査事例集

---



証券取引等監視委員会からのメッセージ

## 令和6年度 開示検査事例集の公表

### この事例集の目的は？

粉飾決算に代表される有価証券報告書の虚偽記載等をはじめ、上場会社による開示規制違反は、投資者に不測の損害をもたらすだけでなく、その会社自身の信用を失い、ひいては我が国証券市場の信頼を大きく失墜させます。

証券監視委は、こうした開示規制違反を早期に発見するとともに、再発防止や未然防止のため、金融商品取引法の規定に基づいて、開示検査を実施しています。そして、開示検査の結果、重大な開示規制違反が判明したときには、金融庁長官等に対して課徴金納付命令の勧告を行ったり、その会社に自主的な訂正報告書等の提出を促したりしています。

この事例集は、こうした開示検査によって判明した開示規制違反の内容やその背景・原因を事例ごとにご紹介しています。

この事例集を通じて、上場会社、会計監査人、投資者等の皆様の、開示規制違反の手法、背景・原因等についての理解を深めていただくことで、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人とのコミュニケーションや投資者の皆様等と投資先である上場会社との対話がますます活発に行われることを期待しています。そして、その活発なコミュニケーションや対話は、開示規制違反の未然防止・再発防止につながるものと確信しています。



## Ⅱ. 最近の開示検査の取組み

---

## 開示検査の取組みのポイント①

### 各種情報の収集・分析

#### ■ 開示規制違反の早期発見（有用な情報の収集・分析の充実）

- 開示規制違反の**リスクに着目した情報収集・分析**を実施。

具体的には、

- 不正発生リスクなどに着目し、上場会社について継続的に情報収集・分析を実施
- 各種財務データ等に基づく分析だけではなく、市場・上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、ビジネスの実態に即した深度ある情報の調査・分析を実施

## 開示検査の取組みのポイント②

### 上場会社等に対する検査

#### ■ 効果的・効率的な検査・調査の実施 (機動力の強化・多面的な監視)

- 開示規制違反の早期是正を図るため、**効率的かつ機動的に開示検査**を実施。  
⇒ 開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を実施
- 開示書類の**訂正報告書等を自発的に提出した上場会社**について、訂正内容、その会社の内部統制の機能状況等を把握する必要性が認められる場合には、**開示検査を実施**。
- **効果的かつ多面的な開示検査を実施**する観点から、
  - 検査対象会社のガバナンスの機能状況の把握
  - 大量保有報告制度違反に関する事案の積極的な検査
  - 特定関与行為に関する事案の積極的な調査を実施。

## 開示検査の取組みのポイント③

## 再発防止・未然防止

## ■ 開示規制違反の再発防止・未然防止 (経営陣との積極的な対話・積極的な広報活動)

- 開示規制違反が認められた上場会社の**経営陣と開示規制違反の背景・原因等について議論し、問題意識を共有。**
  - ⇒ 会社の自主的な有価証券報告書等の訂正や、適正な情報開示に向けた体制構築・整備を促し、再発防止を図る
- 開示規制違反の**未然防止に向けた取組みの一環**として、**証券監視委ウェブサイト「市場へのメッセージ<sup>(※1)</sup>」**において、課徴金納付命令勧告を行った事案の内容を分かりやすく説明。また、毎年公表している「**開示検査事例集<sup>(※2)</sup>」**では、課徴金納付命令勧告に至らなかった開示規制違反事例等についても紹介。
  - ⇒ 積極的な情報発信による広報・啓蒙活動を通じて、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や監査対象会社と公認会計士又は監査法人との対話を促進し、開示規制違反の再発防止・未然防止を図る
- 金融庁及び公認会計士・監査審査会との連携に加え、**金融商品取引所や日本公認会計士協会といった自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化。**
  - ⇒ 市場監視の実効性を高める

※1 【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>

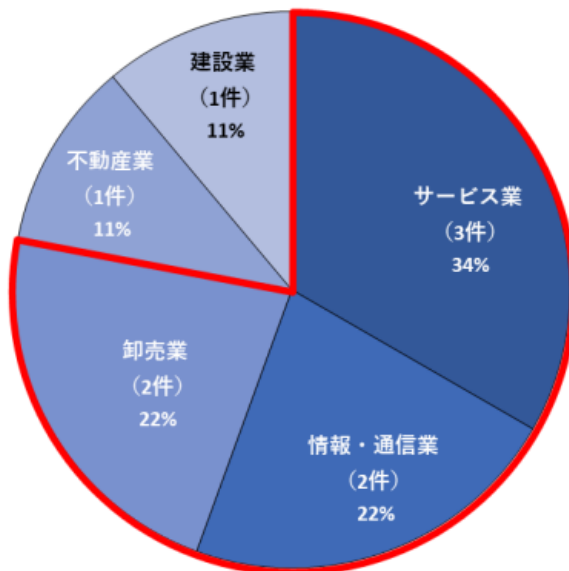
※2 【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

## 開示規制違反の傾向①（違反行為者の業種別分類）

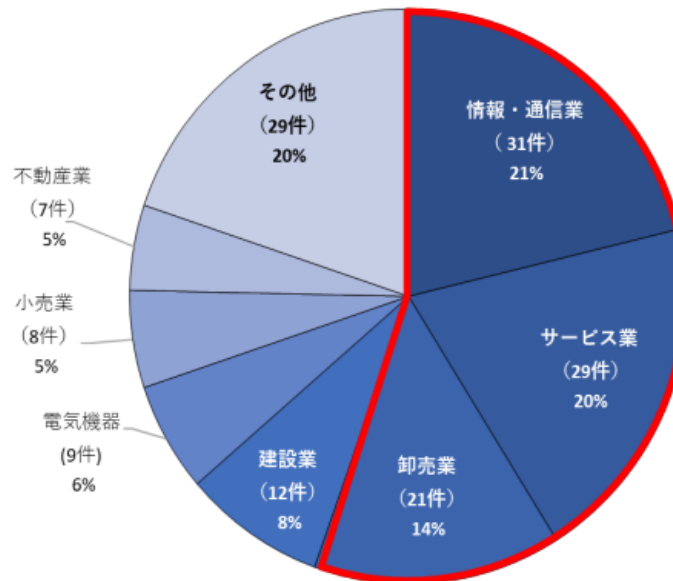
- 令和6年度の勧告事案について、業種別では、サービス業が3件（34%）と最も多く、次に、情報・通信業、卸売業がそれぞれ2件（22%）と続いている。
  - 過去からの累計で見ても、これらの業種の割合は多く、全体の半数以上（55%）を占めている。
- ※ 証券監視委では、日頃より、幅広く有用な情報の収集・分析を行っており、その過程で最近多くの不適正な会計処理が発生しているケースとして、上記業種の他、太陽光発電関連事業や大規模工事等の進捗度に基づき収益を認識する事業、暗号資産関連事業（暗号資産を投資目的として保有していることを含む）等におけるケースを把握。

### 違反行為者（発行者である会社）の業種別分類

《令和6年度》



《累計（課徴金制度導入以降）》



※ 1 累計値は、年度単位（平成18年度～令和6年度）で集計。

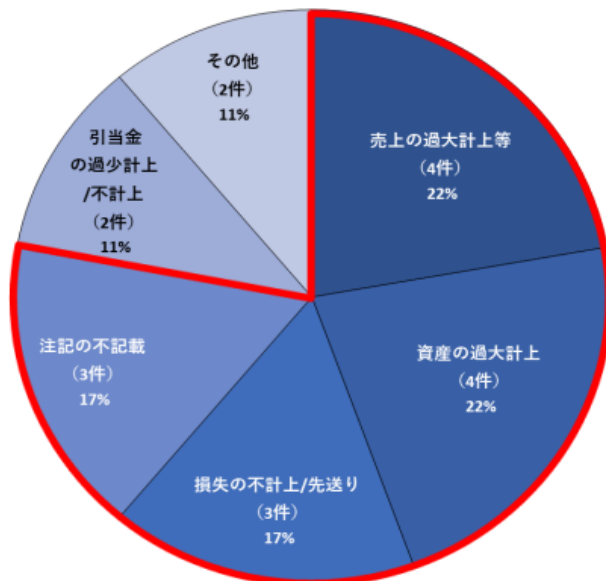
※ 2 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類に対する課徴金納付命令勧告を集計。

## 開示規制違反の傾向②（主な不適正な会計処理等の内容）

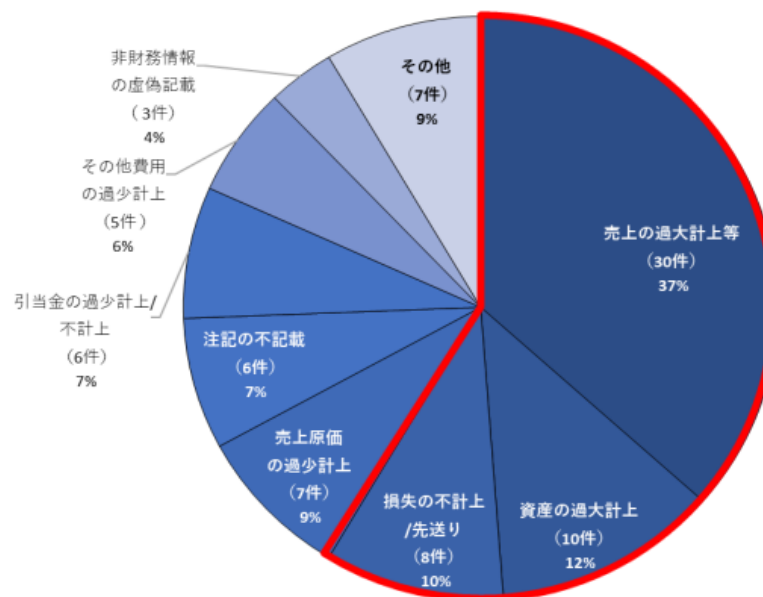
- 令和6年度の勧告事案については、売上の過大計上等、資産の過大計上に関する不適正な会計処理がそれぞれ4件（22%）と最も多く、次に、損失の不計上/先送り、注記の不記載がそれぞれ3件（17%）と続いている。
- 過去からの累計で見ると、売上の過大計上等に関する不適正な会計処理の割合が最も多く、資産の過大計上及び損失の不計上/先送りを含め、全体の半数以上（59%）を占めている。
- また、注記の不記載や非財務情報の虚偽記載といった財務諸表に記載される金額以外にも不記載や虚偽記載が見られ、全体の1割強（11%）となっている。

## 主な不適正な会計処理等の内容

《令和6年度》



《累計（過去6年度）》



※1 累計値は、年度単位（令和元年度～令和6年度）で集計。

※2 1件の勧告事例において複数の不適正な会計処理等が行われた事例があるため、本図表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

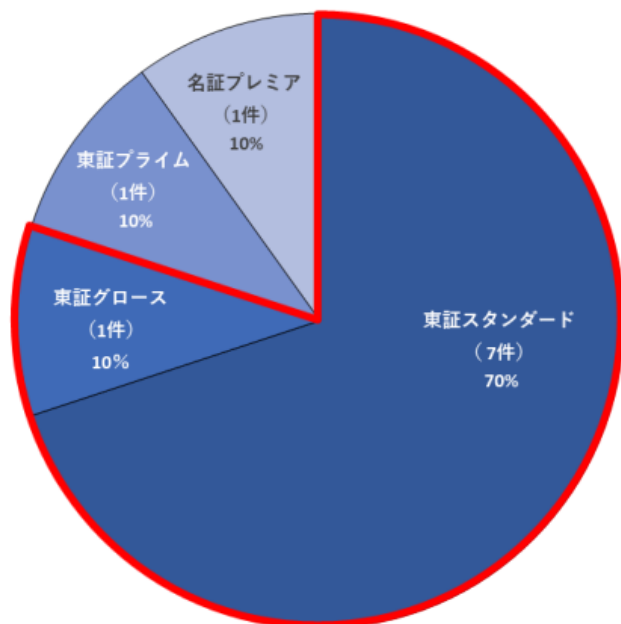
※3 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類における主な不適正な会計処理等を集計。

## 開示規制違反の傾向③（違反行為者の市場別分類）

- 令和6年度の勧告事案については、東証スタンダード及び東証グロースの上場会社が全体の8割を占めており、このうち、東証スタンダードが全体の7割と最も多い。
- 過去からの累計で見ても、東証スタンダード及び東証グロースの上場会社が全体の8割（84%）を占めており、このうち、東証スタンダードが全体の5割弱（46%）と最も多い。

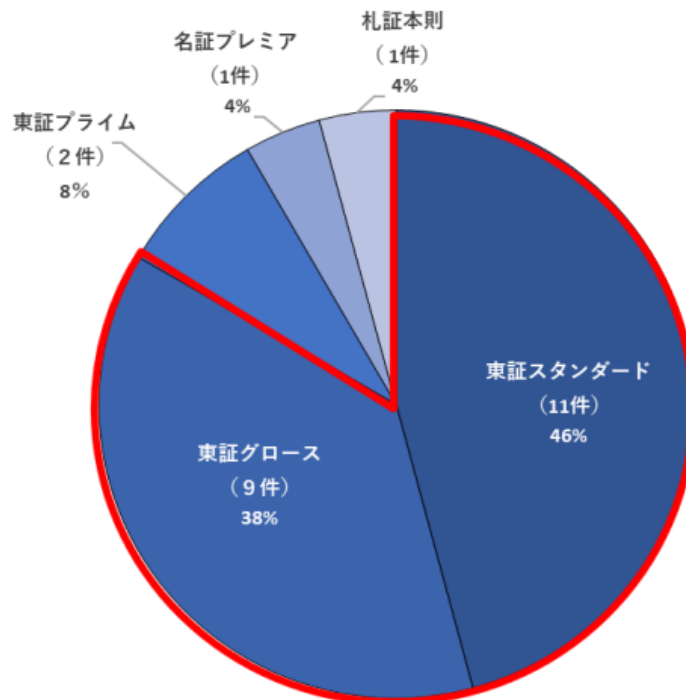
### 違反行為者の市場別分類

《令和6年度》



《累計（過去3年度）》

※市場区分変更後



※1 累計値は、年度単位（令和4年度～令和6年度）で集計。

※2 複数の市場に上場している違反行為者がいるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない場合がある。

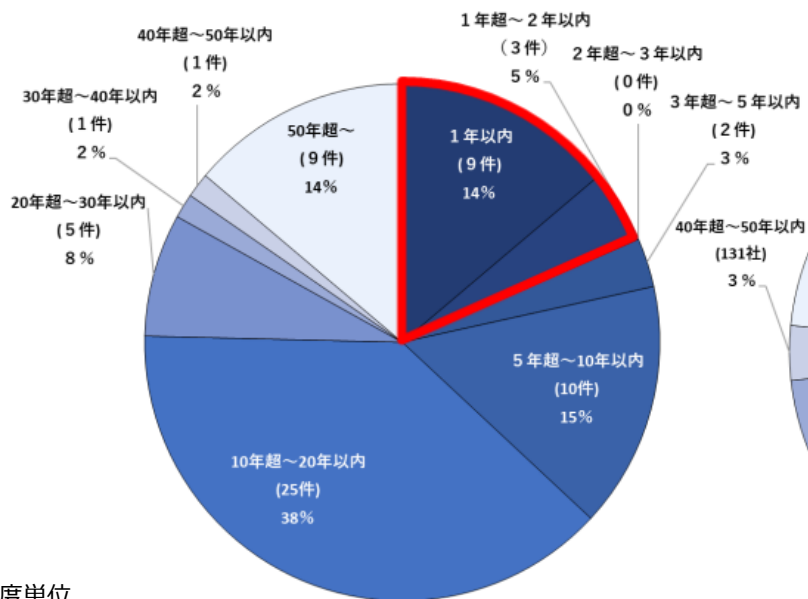
※3 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類における主な不適正な会計処理等を行った違反行為者が上場する市場を集計。

## 開示規制違反の傾向④ (違反行為者の上場期間別分類 (参考))

- 課徴金納付命令勧告の対象となった上場会社を上場期間別に見ると、上場後3年以内の会社が全体の2割弱（19%）を占めている。一方、参考となるが、全上場会社の上場期間別分類を見ると、上場後3年以内の会社は全体の1割弱（7%）となっている。
- 上場後3年以内の会社では、不適正な会計処理等を行った目的として、予算・業績目標達成のために行った事案が大宗を占めている。
- なお、不適正な会計処理等を行った目的について、上場期間が長い会社（上場後10年超～20年以内）に目を向けてみると、業績悪化や上場廃止を回避するため、また、従業員の誤謬や従業員による会社財産の私的流用のためといった種々の事案が見られる。

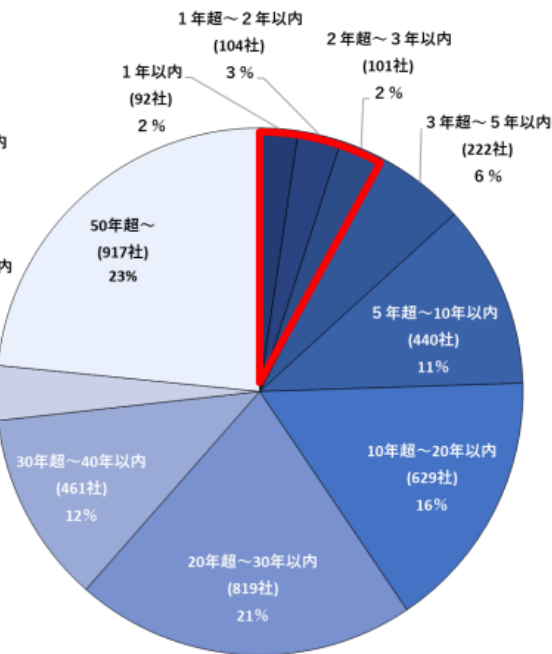
### 違反行為者の上場期間別分類

《累計（過去10年度）》



(参考：上場会社の上場期間別分類)

※令和7年3月末時点



※1 累計値は、年度単位

(平成27年度～令和6年度)で集計。

※2 違反行為者の上場期間別分類は、上場日から、課徴金納付命令勧告の対象となった発行開示書類・継続開示書類の財務諸表の期末日までの期間のうち最も早い期間で分類のうえ、集計。

※3 上場会社の上場期間別分類は、各取引所（東証・名証・札証・福証）の上場会社（3,916社）を上場日から令和7年3月31日までの期間で分類のうえ、集計。



## 最近の課徴金納付命令勧告事案における原因・背景について① (ガバナンス・内部統制の不備)

- 共通して会社のガバナンス・内部統制に関する不備が不適正な会計処理の原因・背景となっており、経営トップの関与によるガバナンスの形骸化や、**内部監査部門の機能不全も見受けられた。**

ガバナンス・内部統制に関する不備として、例えば、以下が挙げられる。

### ■ ガバナンスの不備 (東証スタンダード市場、システムイノベーション事業)

- 資金調達や新規事業の立上げを元代表取締役依存していたうえ、当社グループの取締役は、元代表取締役と逆らわない人物がほとんどであったことなどから、取締役会による元代表取締役への監督は機能していなかった。
- 過去、幾度となく外部機関よりガバナンス体制の不備について指摘を受けていたにもかかわらず、その場しのぎで再発防止策を検討しただけであり、本質的にガバナンス体制を見直してこなかったために、改善されることはなかった。

### ■ 内部統制の機能不全 (東証プライム市場・名証プレミアム市場、建設事業・不動産開発事業等)

- 当社及び当社の連結子会社の出納業務や経理業務について、1人の社員に権限が集中していたことに加え、特に連結子会社の経理業務は、1人が担当していた。また、**当社及び当社の連結子会社の経理部門に対する内部監査は実施していたが、出納業務・貸付金管理業務の内部監査は未実施となっており、牽制・チェック機能が欠如していた。**



## 最近の課徴金納付命令勧告事案における原因・背景について② (コンプライアンス意識の欠如)

- コンプライアンス意識の欠如については、特に役員において複数見られた。こうした役員によるコンプライアンス意識の欠如が、従業員のコンプライアンス意識の低下やガバナンスの不備に繋がり、不適正な会計処理が発生した事案が見られた。

コンプライアンス意識の欠如として、例えば、以下が挙げられる。

### ■ 業績至上主義 (東証グロース市場、サービス業)

- 当社の代表取締役は、当社が過去に行政庁から行政処分を受けたこと等により、業績が悪化していたことから、利益の増加、経費の節減及び資金調達を円滑に行うことにこだわり、法令を遵守し、適切な財務報告を行うという意識が欠如していた。
- 当社は、コンプライアンス意識の低さから管理部門が組織的に業務を実施できず、内部統制が機能していない状況を改善しなかった。

### ■ 過去の不正事案に対する経営陣の説明不足 (東証グロース市場、ビジュアルコミュニケーション事業)

- 過去の不正事案に関する経営陣の対応状況等について、経営陣から従業員に対する説明が不十分であり、個人のコンプライアンス意識が低下していた。



## 最近の課徴金納付命令勧告事案における原因・背景について③ (会計リテラシーの不足)

- 社内の会計知識に係る啓蒙活動が疎かになったことで会社全体として会計知識が不足していたことなど、会計リテラシーが不足している事案が見られた。

会計リテラシーの不足として、例えば、以下が挙げられる。

### ■ 会計知識向上に向けた取組みの不足 (東証スタンダード市場、不動産業)

- ▶ 過年度決算訂正の反省を踏まえ、決算関連マニュアルを制定する等、会計基準等の法令等への準拠性を確認する体制としたが、その後の会計知識向上の啓蒙活動の取りやめ等により会社全体として適切な会計処理に関する知識が不足していた。

### ■ 会計リテラシーの不足 (東証スタンダード市場、情報・通信業)

- ▶ 当社は、準拠する会計基準等を適用するための実務的な社内ルール等を策定するなど、会計処理を適正に実施し得る施策を整備すべきであったのに、適切な措置を取っていなかった。また、当社の経理部門体制における国際財務報告基準 (IFRS) を含む会計知識も十分ではなかった。



## 内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？（1/2）

近時の開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められた事例では、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や内部統制・内部管理体制の機能不全など、以下のような背景・原因が認められています。

- 経営トップ主導のコンプライアンスを無視した業績至上主義の企業風土がまん延していたこと
- 代表取締役の権限が強く、周囲の人物が逆らえないことから、取締役会による代表取締役への監督が機能していなかったこと
- 取締役会等に出席しているものの、適切な指摘や質問を行っていないなど、監査役や社外監査役が機能不全だったこと
- 内部統制に多くの不備があったが、取締役及び取締役会は具体的な対策を講じておらず、取締役会のガバナンス機能が十分に機能していなかったこと
- 長年に渡り、一人の担当者に特定の顧客を担当させており、経理部門の組織及び人員体制が脆弱であったことから経理部門の監督が不十分であったこと
- **内部監査担当者が他部門と兼任していたり、内部監査規程が明確に規定されていないなど、内部統制、内部監査が機能不全であったこと**
- 経理部門に会計処理の詳しい知見を有する者がいない中、経営幹部の会計基準等への理解不足により不適正な会計処理に至ったこと
- 会計監査人に会計処理の基礎となる十分な情報伝達がされていなかったこと

これらのことから、開示規制違反の再発防止・未然防止には、上場会社における適正な情報開示を行うための体制整備が必要であると考えられます。

## 内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？（2/2）

また、我が国の内部統制報告制度においては、経営者による内部統制の評価範囲の外で開示すべき重要な不備が明らかになる事例が見受けられるなど、同制度の実効性に関する懸念が指摘されていることや、不正に関するリスクへの対応の強調等が行われた国際的な内部統制の議論の進展を踏まえ、令和5年4月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が改訂され、令和6年4月以後開始する事業年度から適用されました。

こうした状況を踏まえ、経営陣を含めた上場会社の皆様におかれましては、コンプライアンス意識を高く持っていただくことや、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただくことが必要です。また、監査役等の皆様におかれましては、独立した立場から取締役等の業務執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

さらに、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人との十分なコミュニケーションや、投資者と投資先である上場会社との建設的な対話が活発に行われることがより重要になってきているものと考えます。



## Ⅲ. 最近の課徴金納付命令勧告事例

---

# 課徴金納付命令勧告（大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等）

-非上場会社2社（勧告日：R6.9.10）

## 勧告内容

- 勧告対象：①株式会社サカイ（非上場）  
②株式会社サンワ（非上場）
- 課徴金額：①10万円、② 10万円

## 制度及び事案概要

### （大量保有報告制度の概要）

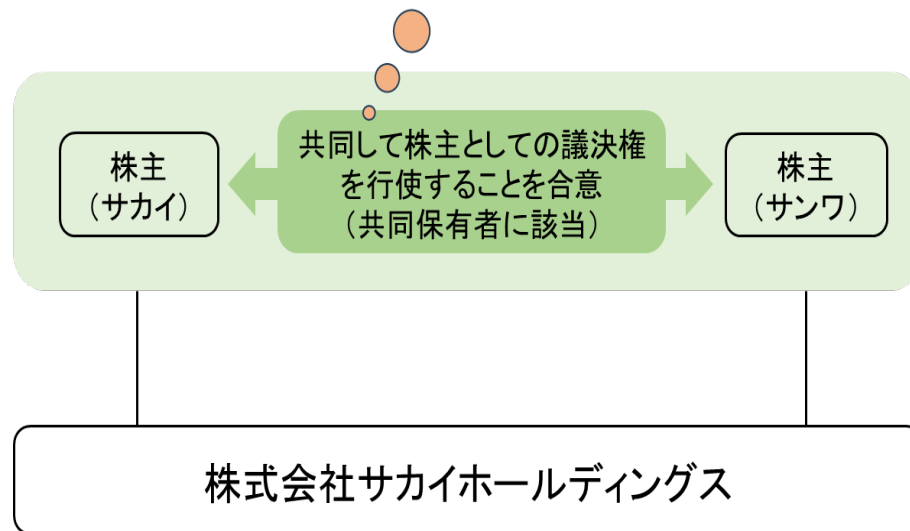
- 大量保有報告制度では、法人・個人にかかわらず、下記①又は②に該当した場合、該当した日から5日以内に、「大量保有報告書」「変更報告書」を提出しなければならない。
  - ① 上場会社の株券等の保有割合が5%を超えた場合（「大量保有報告書」）
  - ② その割合が1%以上増減するなどした場合（「変更報告書」）
- 株券等の保有割合の計算に当たっては、共同保有者（共同して株券等の取得や議決権の行使をすること等を合意している他の保有者）の保有株券等の数も加算することとされている。

### （概要）

- 株式会社サカイホールディングスの株主である株式会社サカイと株式会社サンワは、サカイホールディングスに対して株主提案（取締役の選任）を行うこと及びその賛成に関し、共同して株主としての議決権を行使することを合意していた（共同保有者に該当）。
- サカイとサンワは、共同保有者に該当していたにもかかわらず、大量保有報告書等を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載がある等の変更報告書を提出した。

## 【不正行為の概要】

株式会社サカイと株式会社サンワは、共同保有者に該当していたにもかかわらず、大量保有報告書等を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した



※上記イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

## 特徴

- 共同して議決権を行使することを合意している場合に該当していたとして、それぞれが共同保有者であると認定した初の課徴金納付命令勧告事案。



## 大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか？

大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか？

金融商品取引法に定められている大量保有報告制度は、法人であっても、個人であっても、保有する上場会社の株券の保有割合が5%を超えた場合には「大量保有報告書」を、その割合が1%以上増減した場合には「変更報告書」を提出することを義務付けています。ここでは、大量保有報告制度の概要をご紹介します。

大量保有報告制度の概要

○ 提出義務は誰が負うか？

上場会社等が発行する株券等の保有割合（以下「株券等保有割合」という。）が5%超となった「保有者」（法人・個人を問いません）は、原則、その日から5営業日以内に「大量保有報告書」を、その後、株券等保有割合が1%以上増減した場合には、その日から5営業日以内に「変更報告書」を提出しなければなりません。

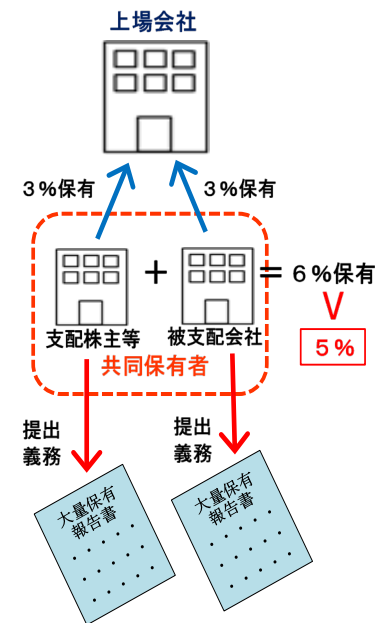
○ 誰が「保有者」に該当するか？

株券等の「保有者」には、自己の名義をもって株券等を所有する者のみならず、他人（仮設人を含みます）の名義をもって株券等を所有する者が含まれます。したがって、計算の帰属は本人でありながら、取引口座や株券等の名義を他人名義や架空の名義にして実質的に所有している者、名義書換をしておらず前の所有者の名義となっている株券等の所有者等も含まれます。

○ 「株券等保有割合」は「共同保有者」分も含めて計算！

「株券等保有割合」の計算に当たっては、「保有者」の保有株券等の数に「共同保有者」の保有株券等の数を加えて計算しなければなりません。

「共同保有者」は、他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は議決権その他の権利を行使することに合意している者をいいます。また、このような合意をしていなくても、会社の総株主の議決権の50%を超える株式を所有する者（「支配株主等」と）当該会社（「被支配会社」）の関係者を有する者（＝親子会社）、支配株主等を同じくする被支配会社同士の関係者を有する者（＝兄弟会社）等も、「共同保有者」に含まれます（いわゆる「みなし共同保有者」です）。





## 大量保有報告制度違反も課徴金納付命令の対象です！

平成20年の金融商品取引法改正により、大量保有報告制度の違反抑止の観点から、大量保有報告書等の不提出及び虚偽記載が課徴金制度の対象とされました。

他方、金融審議会公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループでは、大量保有報告制度が課徴金制度の対象となった後も、「大量保有報告書等の提出遅延等は相次いでおり、大量保有報告制度の実効性が確保されていない」との指摘がなされています。

(大量保有報告書等の提出状況)

- ・ 大量保有報告書等の提出件数 年間約14,000件 (注1)
- ・ 提出遅延の発生件数 年間約1,500件 (注2)

(注1) 2019年から2022年までの平均値。

(注2) 提出期限を徒過して提出された大量保有報告書等の件数の2019年から2022年までの平均値。

(注3) 各財務局から大量保有報告書等の提出を遅延した者に対して聴取を行った結果による。

※令和5年6月「第1回 公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」事務局説明資料

また、大量保有報告制度の実効性の確保に関し、同ワーキング・グループ報告(令和5年12月25日公表)では、以下の指摘がなされています。

「大量保有報告書等の提出遅延等が相次いでいる背景としては、大量保有報告制度違反に対する摘発事例が少ないこともその一因となっていると推測され、まずは大量保有報告制度違反に対する当局の対応を強化していくことが重要である。その際、全ての大量保有報告制度違反の摘発が現実的でないとしても、故意性が疑われる不提出や著しい提出遅延など市場の公正性を脅かしかねない事例については積極的に対応を講じていくべきである。」

※同ワーキング・グループ報告の詳細は、金融庁ウェブサイトをご参照ください。

[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20231225.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20231225.html)

こうした中、証券監視委では、大量保有報告制度違反を行った者に対し、以下のとおり、課徴金納付命令勧告を行っています。

- ・ 株式会社三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告(令和6年6月28日勧告)
- ・ 株式会社サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告(令和6年9月10日勧告)

また、証券監視委は、令和5年1月公表の中期活動方針において、非定型・新タイプの事案等(例えば、潜脱的な大量保有等)についても、積極的に対応するとしています。証券監視委は、適正な情報開示が行われるよう、大量保有報告制度違反を含む開示規制違反に対し、開示検査を実施していきます。



## 最近の大量保有報告制度を巡る動き(一部抜粋)

ここでは、最近の大量保有報告制度を巡る主な動きについて、ご紹介します。

### (1) 市場監視機能強化に向けた建議

証券監視委は、令和7年6月20日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、市場監視機能強化に向けた建議を行ったことを公表しました。建議の中では、大量保有報告制度違反に関し、現行の課徴金額の水準が抑止効果としては不十分とみられるものがあるといった状況を鑑み、実効的な抑止力を発揮するための課徴金水準の引上げ等の措置を求める内容を盛り込んでいます。

※ 同建議の詳細は、証券監視委ウェブサイトをご参照ください。

[https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2025/2025/20250620-1.html](https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2025/2025/20250620-1.html)

### (2) コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025

金融庁が令和7年6月30日に公表しました同プログラムにおいて、「大量保有報告制度の違反抑止については、・・・大量保有報告制度違反に対する摘発・処分事例が少ないことに加えて、大量保有報告制度に係る課徴金額の水準が低いため、制度の実効性が確保されていない」との指摘がなされており、また、今後の方向性として「違反行為への抑止力を高める観点から、当局の対応を強化するとともに、大量保有報告制度違反の課徴金額の水準引上げを検討する」とされています。

## 課徴金納付命令勧告（有価証券報告書等の虚偽記載等①）

-ピクセルカンパニーズ(株)（勧告日：①H29.12.19、②R7.2.21）

### 勧告内容

- ・ 勧告対象：ピクセルカンパニーズ株式会社（東証スタンダード市場）
- ・ 課徴金額：①600万円、②6億2984万円（※過去5年以内に開示規制違反により課徴金納付命令を受けているため、通常の課徴金額の1.5倍に相当する額）

### 事案概要及び特徴等

#### （概要）

- ・ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出し、二度の課徴金納付命令勧告を受けた。

#### <平成29年12月19日勧告事案>

- ・ 当社の連結子会社は、設備の販売取引において、設備を引き渡していないにもかかわらず、売上の過大計上を行った。

#### <令和7年2月21日勧告事案>

- ・ 当社の連結子会社は、実態のない前渡金の計上に係る損失を計上しなかった。
- ・ 当社は、連結財務諸表に以下の注記を行わなかった。
  - ✓ 当社役員の個人借入の連帯保証に係る「偶発債務（債務保証）」としての注記（右図参照）
  - ✓ 当社又は当社の連結子会社と当社役員等との取引に係る「関連当事者との取引」としての注記

#### （特徴）

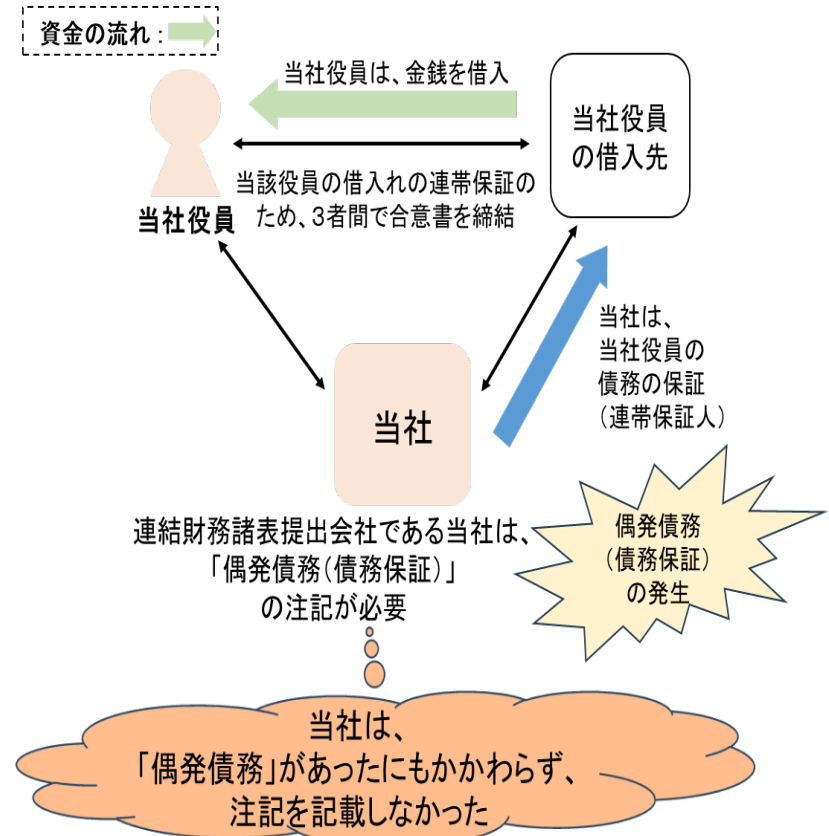
- ・ 偶発債務の注記の不記載に対する初の課徴金納付命令勧告事案。
- ・ 重要な虚偽記載等があった開示書類の提出日（R5.2.8付ほか5通）から遡り5年以内に開示規制違反により課徴金納付命令（H30.3.19）を受けていることから、通常の課徴金額の1.5倍に相当する額の課徴金納付命令勧告を受けた初の事案。

#### （背景・原因）

- ・ 前代表取締役の自覚とコンプライアンス意識が欠如していたこと
- ・ ガバナンス体制が脆弱であったこと

### 【主な不正行為の概要】

（R7.2勧告事案「偶発債務（債務保証）」の注記の不記載）



※上記イメージ図は、説明のために簡略化したものである。



## なぜ「注記」が必要なのか？

連結財務諸表等の「注記」は、投資者等の利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に関する適正な判断を行うために必要な事項等であり、注記事項があるときには連結財務諸表規則等において記載をしなければならないとされています。

近年、連結財務諸表等への「注記」を行わなかった上場会社に対し、「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」有価証券報告書等を提出したとして、課徴金納付命令勧告を行った事例が見られています。

### 「関連当事者との取引に関する注記」

- ・「関連当事者」は、上場会社等の親会社、子会社、主要株主、役員等をいい（財務諸表等規則第8条第17項、連結財務諸表規則第15条の4）、上場会社等が「関連当事者との取引」を行っている場合には、その重要なものについて、「関連当事者」ごとにその内容を注記しなければなりません（財務諸表等規則第8条の10、連結財務諸表規則第15条の4の2）。
- ・上場会社等が関連当事者と取引を行う場合には、その取引は上場会社等と関連当事者が対等な立場で行われているとは限りません。このような場合には、上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことも、また、直接、取引を行っていない場合でも、関連当事者の存在自体が上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼしていることもあります。

### 「偶発債務の注記」

- ・偶発債務は、債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実には発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいい、偶発債務がある場合には、その内容及び金額を注記しなければなりません（重要性の乏しいものについては、注記を省略することが可）（財務諸表等規則第58条、連結財務諸表規則第39条の2）。
- ・例えば、債務の保証は、保証する会社が主たる債務者の債務を履行できない場合に代わりに返済義務を負う契約であることから、保証する会社には潜在的な支払義務が生じる可能性があります。

以上のように、これらの注記は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすことが考えられることから、その開示が求められています。

上場会社の皆様におかれては、こうした関連当事者との取引や偶発債務等の注記が求められている理由を十分にご理解いただいた上で、法令及び会計基準等に基づき適切な開示を行っていただく必要があります。

## 課徴金納付命令勧告（有価証券報告書等の虚偽記載②）

-（株）アクアライン（勧告日：R7.3.4）



### 勧告内容

- 勧告対象：株式会社アクアライン（東証グロース市場）
- 課徴金額：4206万円

### 事案概要及び特徴等

#### （概要）

- 当社は、償還時に暗号資産への転換が可能な社債における投資有価証券評価損の不計上及び暗号資産を過大に評価したことによる暗号資産の過大計上等の不適正な会計処理を行った。

#### （特徴）

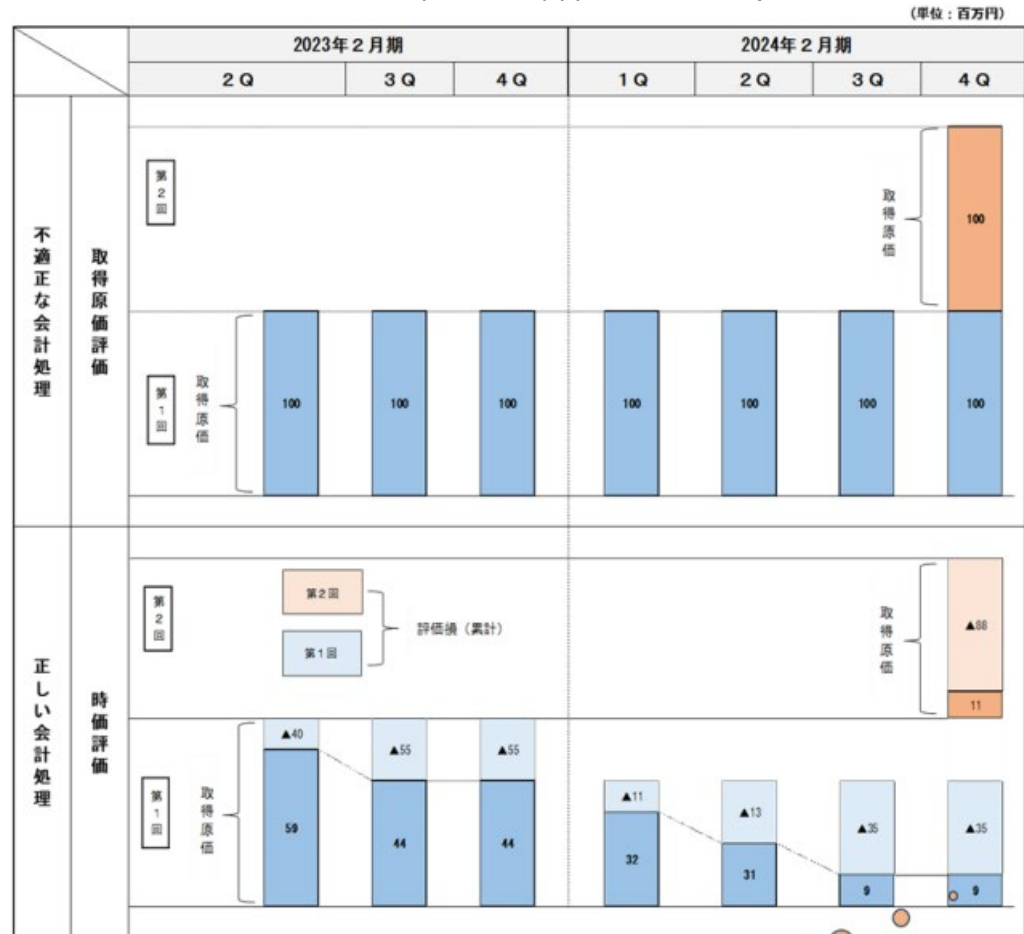
- 暗号資産に係る不適正な会計処理による虚偽記載に対する初の課徴金納付命令勧告事案。

#### （背景・原因）

- 代表取締役の法令遵守及び適切な財務報告の重要性に対する意識が欠如していたこと
- 代表取締役に対する牽制機能が働いていなかったこと
- 管理部門が機能不全となっていたこと

### 【主な不正行為の概要】

（投資有価証券の評価損の不計上）



当社は、取得原価をもって貸借対照表価額とするのではなく、時価をもって貸借対照表価額とし、時価と帳簿価額の差額を投資有価証券評価損として計上すべきであった。

※上記イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

## 課徴金納付命令勧告（有価証券報告書等の虚偽記載③）

-（株）ヤマウラ（勧告日：R6.12.3）

### 勧告内容

- 勧告対象：株式会社ヤマウラ  
（東証プライム市場、名証プレミア市場）
- 課徴金額：1800万円

### 事案概要及び特徴等

#### （概要）

- 当社は、当社の連結子会社において、経理責任者による同社資金の不正支出に伴い、本来計上すべき長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の不計上等の不適正な会計処理を行った。

#### （特徴）

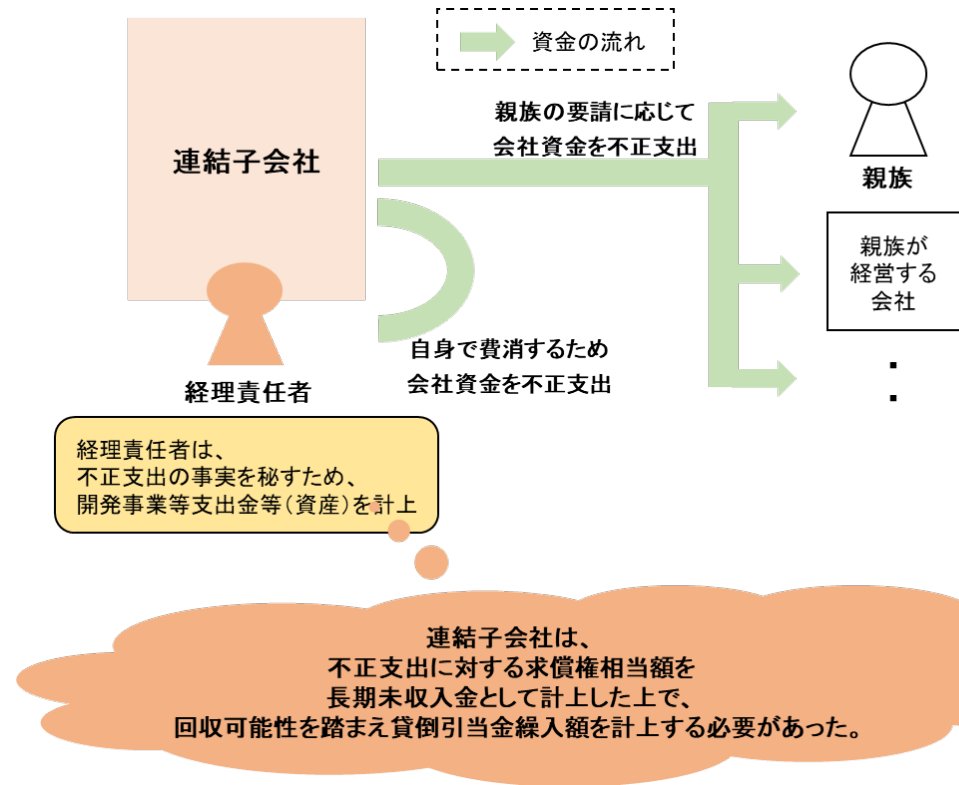
- 東証プライム市場の上場会社であるにもかかわらず、当社グループのガバナンスや内部統制の不備により、約10年にわたり、従業員による不正行為を看過した事案。

#### （背景・原因）

- 経理責任者に権限が集中する等の内部統制の不備があったこと
- 子会社管理に不備があったこと
- 人員と業務の固定化があったこと

### 【主な不正行為の概要】

（貸倒引当金繰入額の不計上）



※上記イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

## 課徴金納付命令勧告（有価証券報告書等の虚偽記載④）

-(株)きよとつ（勧告日：R6.12.10）



### 勧告内容

- 勧告対象：株式会社きよとつ  
（東証スタンダード市場）
- 課徴金額：1500万円

### 事案概要及び特徴等

#### （概要）

- 当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である雇用調整助成金を不正受給し、営業外収益の過大計上の不適正な会計処理を行った。

#### （特徴）

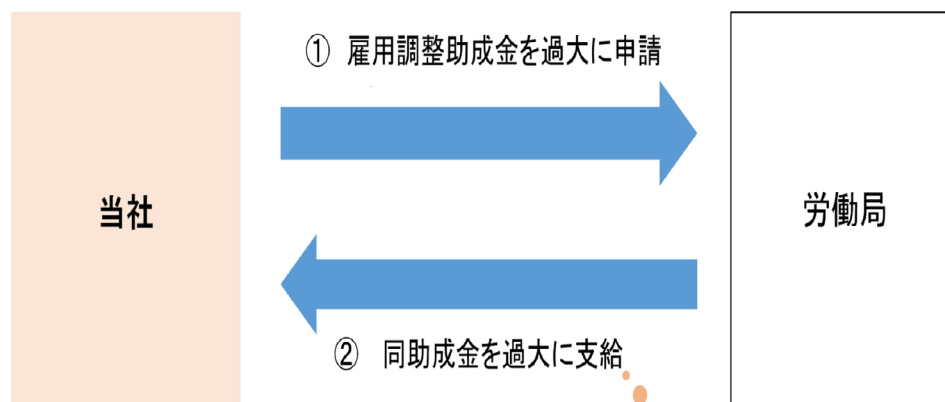
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う助成金等の措置に関し、不適正な会計処理が行われた事案（勧告事案としては、3件目※1）。

#### （背景・原因）

- 内部統制の構築の不備があったこと
- 監査機能の不備があったこと
- 従業員の規範意識及び担当役員の監督意識が欠如していたこと

### 【不正行為の概要】

（営業外収益の過大計上）



当社は、不正受給した雇用調整助成金を営業外収益に計上した(営業外収益の過大計上)

※2 上記イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

※1 令和5年6月6日勧告 株式会社旅工房（課徴金額：1200万円）（Go To トラベル事業給付金の支給を受ける目的で売上の過大計上を行った事案）

令和5年11月28日勧告 株式会社フジオフードグループ本社（課徴金額：1200万円）（誤った算出方法で営業時間短縮協力金を過大に申請したことにより営業外収益の過大計上を行った事案）

# 課徴金納付命令勧告（有価証券報告書等の虚偽記載⑤）

-株ガーラ（勧告日：R7.1.28）



## 【不正行為の概要】

（ソフトウェア仮勘定及びソフトウェアとして資産の過大計上）

### 勧告内容

- 勧告対象：株式会社ガーラ（東証スタンダード市場）
- 課徴金額：6495万円

### 事案概要及び特徴等

#### （概要）

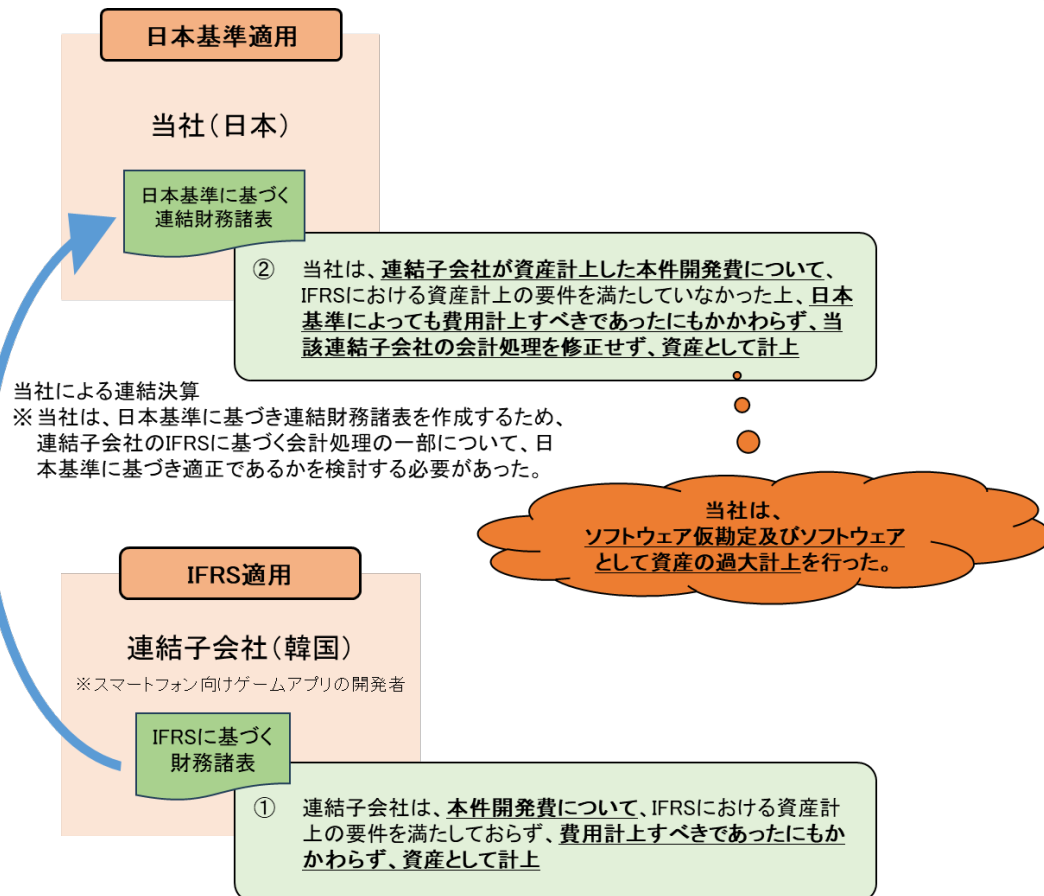
- 当社は、ソフトウェア仮勘定及びソフトウェアとして資産の過大計上の不適正な会計処理を行った。

#### （特徴）

- 資産計上の要件を満たしておらず、本来費用計上しなければならないゲームアプリの開発費（本件開発費）を資産として計上した事案。

#### （背景・原因）

- 当社の経営陣の会計基準等の遵守意識が不足していたこと
- 当社及び当社の連結子会社の経理部門が脆弱であったこと



※上記イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

## 課徴金納付命令勧告（有価証券報告書等の虚偽記載⑥）

-Shinwa Wise Holdings(株)（勧告日：R7.2.26）

### 勧告内容

- 勧告対象：Shinwa Wise Holdings株式会社（東証スタンダード市場）
- 課徴金額：2100万円

### 事案概要及び特徴等

#### （概要）

- 当社は、当社及び当社の連結子会社において、売上の過大計上等の不適な会計処理を行った。

#### （特徴）

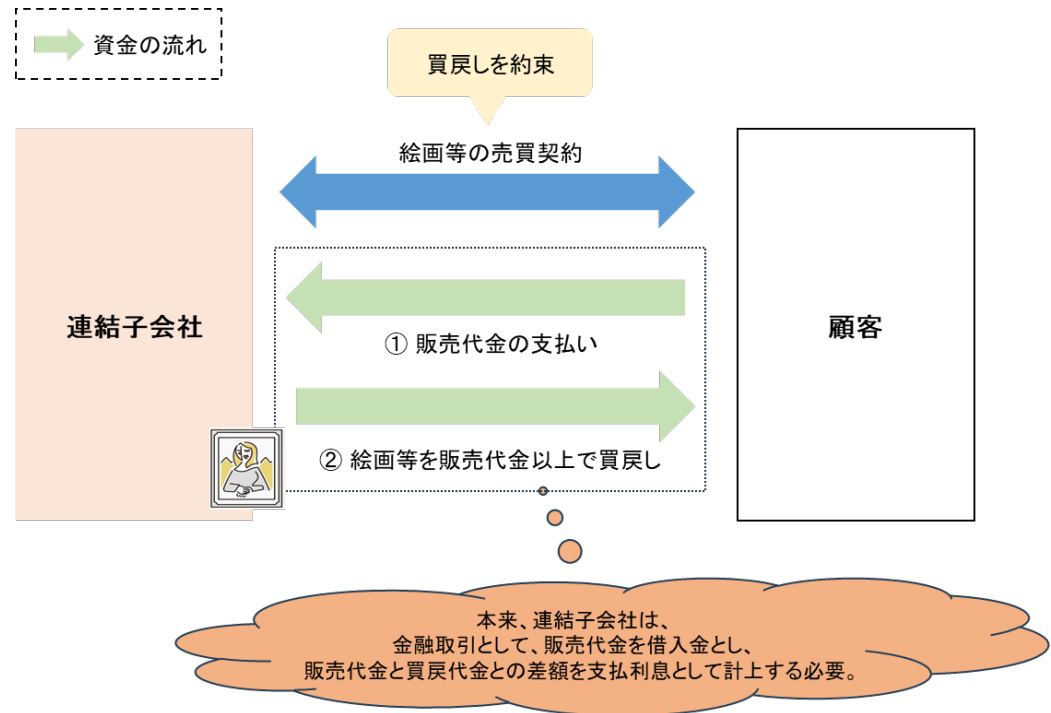
- 絵画等の販売取引について、販売代金以上で買い戻す約束をしていたことから、本来、金融取引として会計処理をすべきであったにもかかわらず、売上として計上していた事案。

#### （背景・原因）

- 一部の取締役が不正に主体的に関与する等のガバナンスの不備があったこと
- 本件取引について内部監査が実施されていない等の内部統制の不備があったこと

### 【主な不正行為の概要】

（売上の過大計上）



※上記イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

# 課徴金納付命令勧告（有価証券報告書等の虚偽記載⑦）

-（株）イメージワン（勧告日：R7.3.28）



## 勧告内容

- 勧告対象：株式会社イメージワン（東証スタンダード市場）
- 課徴金額：6507万円

## 事案概要及び特徴等

### （概要）

- 当社は、減損損失の不計上等の不適正な会計処理を行った。

### （特徴）

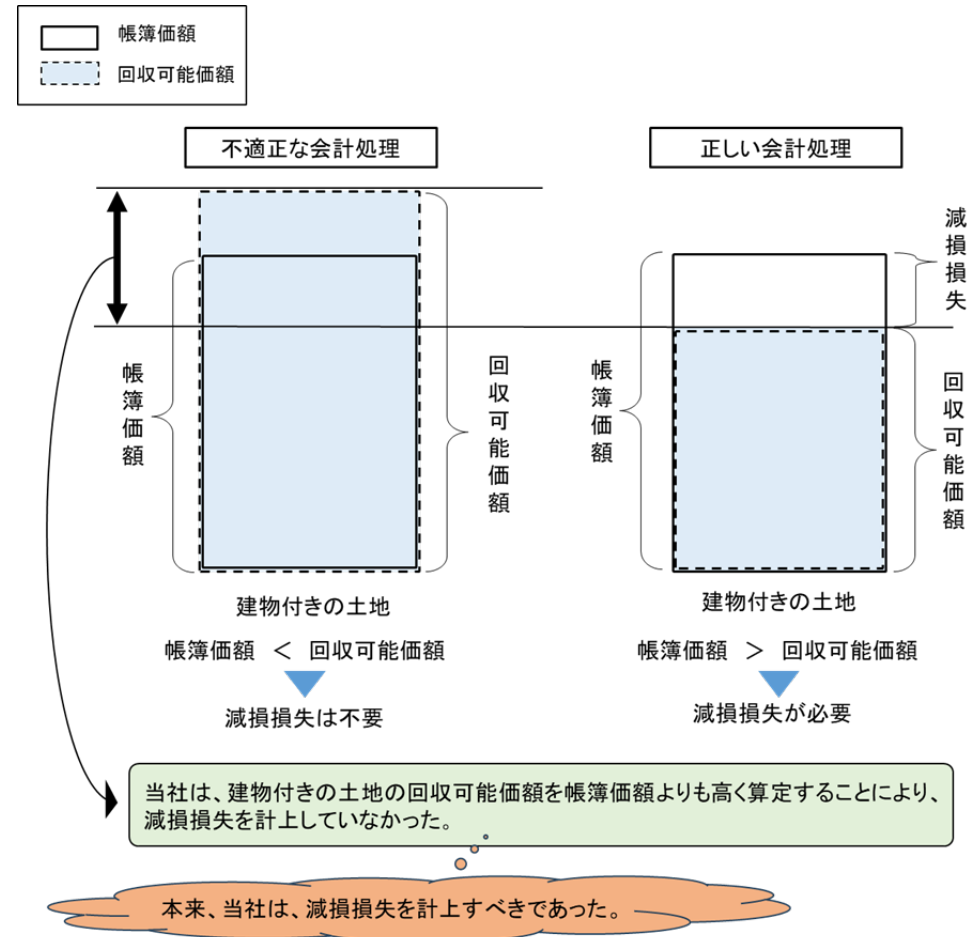
- 固定資産（建物付きの土地）について、回収可能価額を実際よりも高く見積もり、帳簿価額よりも高く算定することにより、減損損失の不計上を行った事案。

### （背景・原因）

- 代表取締役等からのプレッシャーがあったこと
- コンプライアンス意識が欠如していたこと
- 内部監査の結果を監査等委員に報告しておらず、内部監査委員会との連携が不十分であったこと

## 【主な不正行為の概要】

（減損損失の不計上）



※上記イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

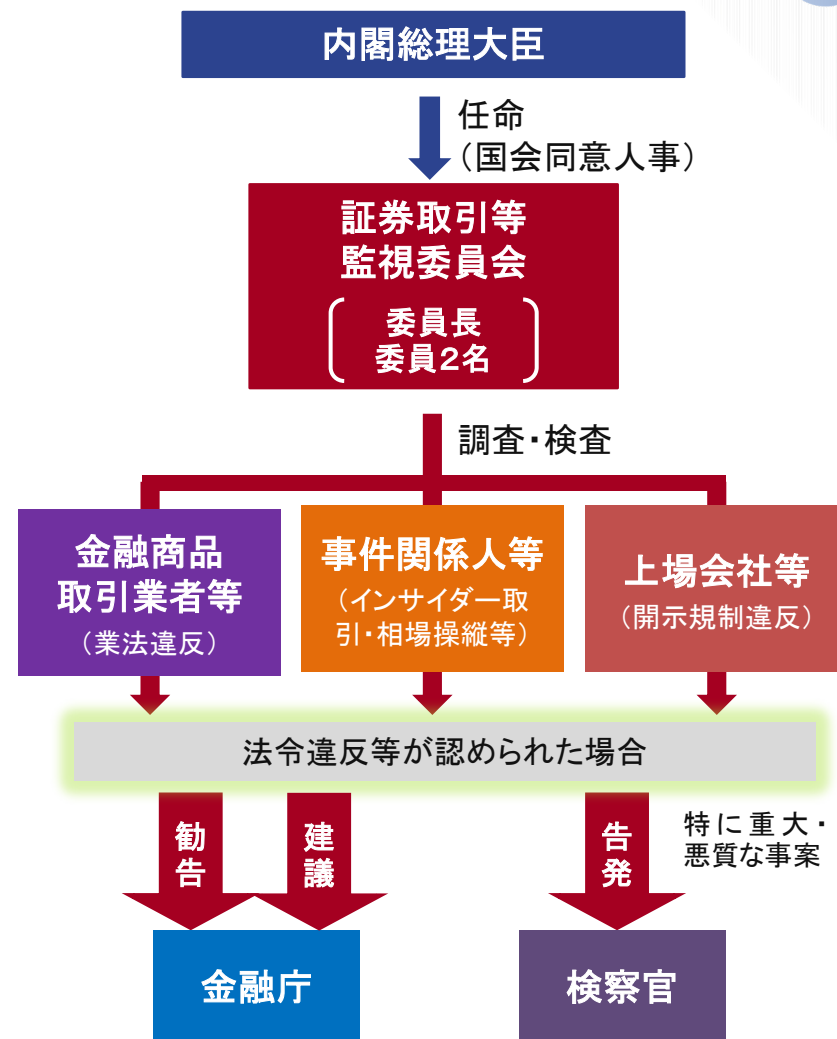


## IV. 証券取引等監視委員会について

---

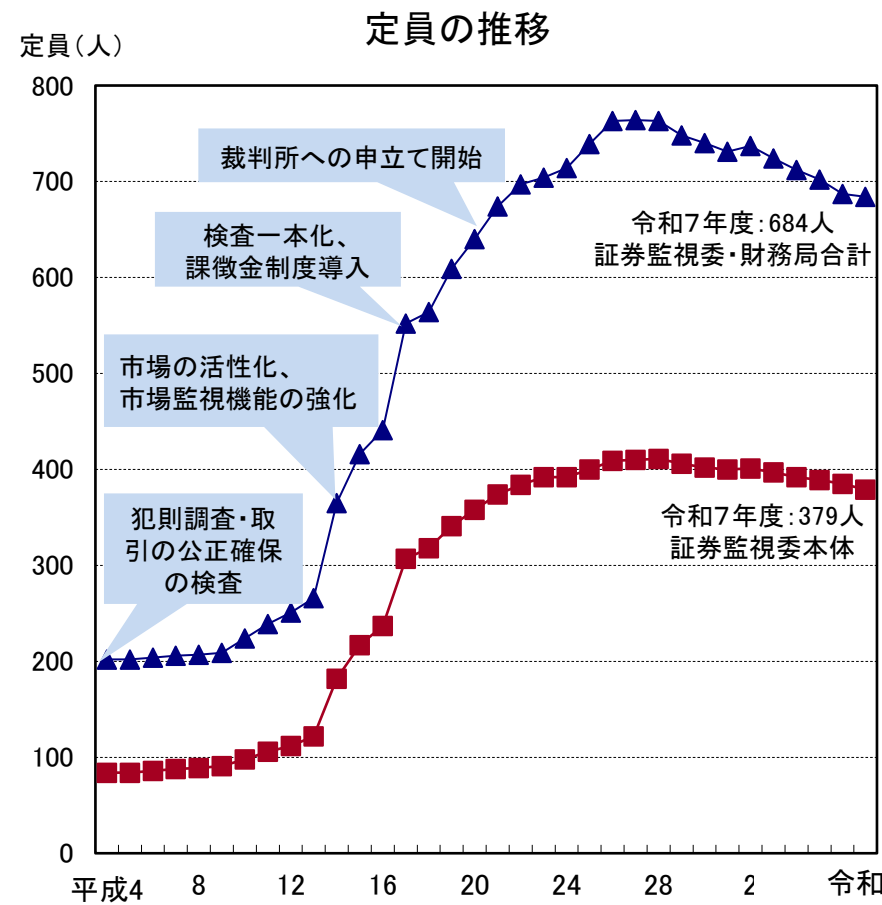
## 証券取引等監視委員会の組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員 2 名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成 4 年発足）
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期 3 年）
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
  - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
  - インサイダー取引（内部者取引）・相場操縦等の不公正取引に対する調査
  - 上場会社等の開示規制違反に対する検査
  - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施 等



# 証券取引等監視委員会の機構・定員

- ◆ 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- ◆ これら全てを合計した職員数は684名（令和7年度定員。うち、証券監視委は379名）



# 第11期 証券取引等監視委員会の発足

■ 令和4年秋の臨時国会での同意を得て、同年12月13日に「第11期 証券取引等監視委員会（任期3年）」が発足。

- ・ 委員長 なかはら  
りょういち  
中原 亮一 (新任 元福岡高等検察庁検事長)
- ・ 委員 かとう  
さゆり  
加藤 さゆり (再任 元(独)国民生活センター理事)
- ・ 委員 はしもと  
たかし  
橋本 尚 (新任 元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)

中原委員長の略歴



昭和	57年3月	慶應義塾大学法学部卒業
	60年4月	司法修習終了
平成		東京地方検察庁検事
	61年3月	金沢地方検察庁検事
	元年3月	水戸地方検察庁検事
	3年4月	東京地方検察庁検事
	5年4月	公正取引委員会事務局官房付 公正取引委員会事務局審査部付
	6年4月	
	8年4月	東京地方検察庁検事
	9年4月	大阪地方検察庁検事
	11年4月	東京地方検察庁検事
	13年4月	富山地方検察庁次席検事
	15年4月	東京地方検察庁検事
18年4月	東京高等検察庁検事	
21年4月	静岡地方検察庁次席検事	

平成	22年7月	東京地方検察庁刑事部長
	24年7月	東京地方検察庁特別捜査部長
	25年7月	鹿児島地方検察庁検事正
	26年7月	東京地方検察庁次席検事
	27年10月	さいたま地方検察庁検事正
	29年4月	最高検察庁公判部長
	30年1月	最高検察庁公安部長
	30年7月	横浜地方検察庁検事正
	2年3月	広島高等検察庁検事長
	3年7月	福岡高等検察庁検事長
令和	4年6月	退官
	4年12月	証券取引等監視委員会委員長

加藤委員の略歴



昭和	57年3月	東洋大学文学部卒業
	16年5月	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
平成	21年9月	消費者庁参事官
	23年3月	長野県副知事
	27年10月	(独)国民生活センター理事
令和	元年12月	証券取引等監視委員会委員
	4年12月	証券取引等監視委員会委員(再任)

平成	19年1月	内閣府男女共同参画会議議員(～25年1月)
----	-------	-----------------------

橋本委員の略歴



昭和	57年3月	早稲田大学商学部卒業	
	59年3月	早稲田大学大学院商学研究科修士課程修了	
平成	3年3月	早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程満期退学	
	3年4月	関東学園大学経済学部専任講師	
	7年1月	関東学園大学経済学部助教授	
	8年4月	駿河台大学経済学部助教授	
	11年4月	駿河台大学経済学部教授	
	15年4月	日本大学商学部教授	
	17年4月	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授	
	令和	4年12月	証券取引等監視委員会委員
	平成	31年2月	企業会計審議会委員(～令和4年12月)
	令和	3年2月	企業会計審議会内部統制部長(～令和4年12月)

## 開示検査の概要

## 上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

## 各種情報の収集・分析

- ・ 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- ・ 上場会社等を取り巻く環境等を含む様々な視点からディスクロージャーの適正性を監視



## 上場会社等に対する検査

- ・ 開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



検査の結果、開示規制違反が認められた場合

## 課徴金納付命令勧告等

- ・ 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施
- ・ 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂

## 再発防止・未然防止

- ・ 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣と議論
- ・ 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂
- ・ 勧告事案の内容、背景等を取りまとめた「開示検査事例集」を公表



## 証券監視委 の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

### I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析

- (1) 有用情報の収集
- (2) 市場の変化等の適切な把握・分析
- (3) 国際連携の強化

### II. 効果的・効率的な調査・検査

- (4) リスクベースアプローチに基づく証券検査
- (5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応
- (6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- (7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み
- (8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

### III. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

- (9) 情報発信の強化
- (10) 関係機関との更なる連携強化

### 市場監視の専門機関としての能力向上

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- 職員の戦略的な育成・活用等
- 財務局との協働・連携の推進



# 証券取引等監視委員会の活動実績

## 勧告・告発等件数

区分	年度	平成4 ～令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	合計
勧告		1,131	29	20	26	33	38	1,277
証券検査結果等に基づく勧告(※1)		584	5	2	5	8	9	613
課徴金納付命令勧告(※2)		543	24	17	21	25	28	658
開示書類の虚偽記載等		117	10	5	7	8	14	161
風説の流布・偽計		5	0	0	0	1	1	7
相場操縦		85	6	6	6	3	1	107
インサイダー取引		336	8	6	8	13	12	383
訂正報告書等の提出命令に関する勧告		4	0	1	0	0	1	6
犯則事件の告発		203	2	8	8	4	7	232
開示書類の虚偽記載等		45	0	0	0	1	0	46
風説の流布・偽計		28	0	2	0	1	0	31
相場操縦		31	1	1	1	1	0	35
インサイダー取引		87	1	5	7	1	7	108
その他		12	0	0	0	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表		88	0	0	1	0	2	91
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て		25	1	1	2	1	1	31
建議		26	0	0	1	0	0	27

※1 金商法改正（平成28年3月施行）に伴い、平成28年度以降は、適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても勧告を実施

※2 課徴金納付命令勧告（風説の流布・偽計、相場操縦、インサイダー取引）については、命令対象者ベース



## V. 開示の適正確保のためのメッセージ

---



## 開示の適正確保のために

- 開示検査によって判明した開示規制違反等の問題の背景には、多くの場合、ガバナンスの不備や、コンプライアンス意識の欠如が認められる。
- こうした背景が認められる事案では、内部監査部門の機能が十分に発揮されていないケースも多く見られるところ。

- 適正な情報開示のため、ガバナンスを実効的に機能させ、また、健全なコンプライアンス意識を醸成させるには、取締役会や監査役会等が役割を果たすことが必要。
- このためには、内部監査部門が自社の経営諸活動を適切に検討・評価し、その結果を取締役会や監査役会等に適時・適切に報告することが重要。
- 上場会社において、内部監査部門が、その機能を発揮し、**取締役会や監査役会等、業務執行部門の方々との間で積極的なコミュニケーション**を図ることにより、**適正な情報開示のための自律的な取組み**が行われることを期待。

※監査役会等は、監査役会のほか、監査等委員会及び監査委員会並びに各構成員を指す。

証券監視委ウェブサイトでは、報道発表資料のほか、各種事例集や「市場へのメッセージ」等を掲載

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/>



## 証券監視委X(旧Twitter)アカウント

X @SESC\_JAPAN



※当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。  
当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、情報提供窓口をご利用ください。

## 各種事例集

課徴金納付命令の勧告等を行った事例や、証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等を紹介

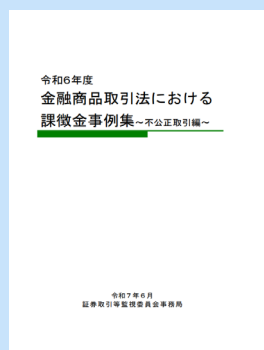
- ・ 課徴金事例集（不公正取引編）、開示検査事例集：

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

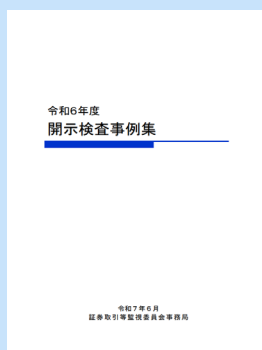


- ・ 証券モニタリング概要・事例集：

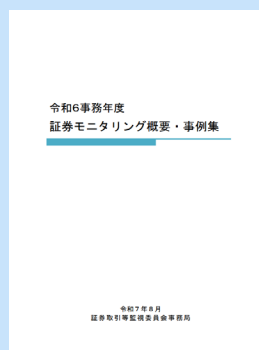
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>



課徴金事例集（不公正取引編）



開示検査事例集



証券モニタリング概要・事例集

## 証券モニタリング基本方針

金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>



## 証券監視委の活動状況（年報）

証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの（金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表）

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>



## 市場へのメッセージ

最近の勧告・告発案件等について、意義・特徴や発生原因、市場関係者や投資家の皆様へのメッセージ等を盛り込んで紹介

- ・ 市場へのメッセージ：月1回程度更新

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>



ご清聴ありがとうございました